

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成28年度 第2回)

## 会 議 録

会 議 名	平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会	
日 時	平成28年10月11日(火) 午後3時00分～4時45分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出席者	委 員	塚田・谷口・島津・水田・本谷(石井委員代理)・大和田・小川(尾崎委員代理)・藤崎・橋本・阿部・櫻井・森田・元木
	説明者	特定非営利活動法人 エンゼルの会 (更新) 特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま (更新) 特定非営利活動法人 介護ヘルパーステーション (更新) 特定非営利活動法人 南陽台地域福祉センター (更新) 特定非営利活動法人 コスモ (更新) 社会福祉法人 もくば会 (更新) 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 (更新・変更) 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 (更新)
	事務局	福生市・国立市
欠席委員	田淵・秋山	
議 題	1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数	7名	
配 付 資 料	<b>事前配付資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度第2回特別幹事会協議予定団体一覧</li> <li>・福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表(8団体11件)</li> <li>・自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(1団体1件)</li> </ul> <b>机上配付資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表</li> </ul>	

平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会（第2回）

平成28年10月11日

【会長】 それでは、定刻となりました。ただいまより、多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは早速ですが、次第に添って進めさせていただきたいと存じます。初めに次第の2、会議成立について事務局より報告をお願ひいたします。

【事務局】 特別幹事会事務局の福生市でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきますので、お願ひいたします。

それでは、事務局より会議の成立についてご報告いたします。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっております。

本日は4名の委員からご欠席、2名の委員から代理出席のご連絡をいただいております。委員15名中、代理出席も含めまして11名の方にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

【会長】 ありがとうございます。私も、以後着座にて進行させていただきます。

それでは、続きまして次第の3、資料の確認を事務局よりお願ひいたします。

【事務局】 事務局より配付資料についてご説明いたします。本日、配付の資料は、多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会次第でございます。それから、資料1、平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表でございます。

このほかに、本日、審査をしていただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしております。

資料の不足等がございますでしょうか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして次第の4、会議運営上の確認事項について事務局よりお願ひいたします。

**【事務局】** 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。ランプを確認して、氏名を述べてからお話しくくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合には、非公開とすることができる規定となっております。

会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくこととなっております。よろしくをお願いいたします。

**【会長】** よろしくをお願いいたします。

続きまして、次第の5、運営協議会に協議申請されました事項の審査に入りたいと存じます。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。全体的な内容及び資料1の一覧表のNo.1からNo.6までの各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

**【事務局】** 事務局からご説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事務記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体を確認しております。

重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受けております。

資料1をごらんいただけますでしょうか。A3判の審査団体要件確認一覧表でございます。更新登録申請が8団体、11件、変更登録申請が1団体でございます。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管しておりますので、必要があればお申しつけください。

それでは、8団体12件のうち、No.1からNo.6までの確認内容につきまして説明いたします。

No.1、府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。運転者数、会員

数に変更がございます。

№. 2から№. 5、武蔵野市、小平市、東村山市、清瀬市所管の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

№. 6、東久留米市所管の特定非営利活動法人介護ヘルパーステーションでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

前半の№. 1から№. 6までは以上となります。

事務局からの説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、前半の3団体、6件を一括で審査に入りたいと思います。補足説明等ございましたら、所管の各市からお願いいたします。

まず、エンゼルの会につきまして、府中市さんからお願いいたします。

**【府中市】** 府中市でございます。よろしくをお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

前回からの変更点につきましては、先ほど事務局より説明をいただきましたとおりでございます。また、9月21日にエンゼルの会事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。あわせて使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理・運営されておりますことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

続きまして、移動サポートひらけごまにつきまして、武蔵野市さんからお願いいたします。

**【武蔵野市】** 武蔵野市でございます。着座にて失礼いたします。

特定非営利活動法人移動サポートひらけごまにつきまして、変更事項につきましては、先ほど事務局よりご説明を差し上げたところでございます。なお、書面等も含めまして、適正に管理されていることを確認しております。

なお、各市の利用実績等につきましては、こちらの資料1のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

続きまして、事業所は同じですが、団体が変わるということで小平市さん、お願いいた

します。

【小平市】 No. 3、小平市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。9月30日に、NPO法人移動サポートひらけごま事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

同じく事業所は同じですが、団体が変わるということで、東村山市さんからお願いいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

前回からの変更点につきましては、事務局よりご説明があったとおりでございます。小平市さん同様、9月30日に該当いたします移動サポートひらけごま事務所にて、運行記録簿等書類の確認をさせていただきました。また、使用車両につきましても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

次に、同じく事業所は同じですが、団体が清瀬市さんであります。清瀬市さんのほうからお願いいたします。

【清瀬市】 No. 5、清瀬市でございます。着座にて失礼させていただきます。

前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。10月4日に、当該団体の事務所に伺いまして、車両3台と運行記録簿等の関係書類を点検いたしまして、適正な運行管理がされていることを確認いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、介護ヘルパーステーションにつきまして、東久留米市さんからお願いいたします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。9月26日に、介護ヘルパー

ステーションの事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これで前半の3団体、6件につきまして、補足の説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 桜美林大学です。全ての団体に同じ質問をしたいのですが、東京交通新聞によると、名古屋市福祉有償運送運営協議会で、運送対価以外の対価についてご議論があったということで、私も更新なもので、質問というより教えていただきたいということで、教えてほしいのですが、まず、最初にNPO法人エンゼルの会の介助料金は30分ごと880円ですよね。それから次、移動サポートひらけごまの介助料は1時間当たり840円ですよね。最後の介護ヘルパーステーションの運送対価以外の対価はないということなのですけれども、それぞれ各団体のご事情、何で運送対価以外の対価の料金なのかということをご参考のため教えていただければと思うのですが。

以上でございます。

【会長】 お願いできますか。では、エンゼルの会から。

【エンゼルの会】 NPO法人エンゼルの会でございます。NPO法人エンゼルの会です。よろしくお願いいたします。

運送以外の対価ですけれども、利用者様のお宅に伺い、車に乗車するまでの介護、介助、それから、その場に着きまして、病院内の院内介助、また、帰宅してからの介助等を一連の作業として行いますので、その分の運送時間以外の対価は介助料金をいただくことになっております。

【委員】 そうすると、自宅での、準備のための介助で、この30分ごと……。

【エンゼルの会】 そうです。当事業所は全員が介護福祉士ですので、もともと介護の会でございますので、家庭内での介助、それから、院内での介助、それに伴う料金でございます。それから、また、車をとめて、呼吸器の吸引をしたりとか、そういうことも重度の方には生じておりますので、そういう場合、介助者が2人つく場合もありますし、その間の介助料金はいただくことになっております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 エンゼルの会さんの会員の身体状況等、態様ごとの会員数という表を見させていただいているのですけれども、ほんとうに要支援1の方が5人、要支援2の方が2人、介護1、2、3、1、2、かなりの数の方が、あまり重くない介護度と申しますか、そういう方にも介助料は必要なのでしょうか。というのは、要支援の方1、2のあたりで、具体的にどんな介助をされているのか。まさか、着がえとかはないと思うので、具体的にどんな介助をされていますか。

【エンゼルの会】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【エンゼルの会】 要支援1の方であっても、例えば身体障害者手帳を取得の方とか。

【委員】 うん？

【エンゼルの会】 要支援1の方でございまして、ほかの障害者手帳を取得の方もいらっしゃるし、それから、認知の低下されている方もございます。独居の方もございまして……。

【委員】 そういうことは要支援1、2でありますか。

【エンゼルの会】 いや、それはございます。

【委員】 私、あまり要支援1、2の方でぼけが入っている方、認知が入っている方は聞いたことないのですが、そういうことはありますか？

【エンゼルの会】 ぼけという言い方もおかしいと思いますけれども、ございます。

【委員】 どうぞ、府中市さん、何かありますか。

【府中市】 府中市でございます。先ほど委員がおっしゃっている要支援1、2の人の実際の介助料をいただいているかどうかというところは……。

【委員】 具体的にどんな介助をされて、それに対する対価として介助料をいただいているかという話。

【府中市】 それにはデータございませんが、団体のほうか。

【エンゼルの会】 私のほうから。血圧をはかったりとか、出るまでの血圧の測定、それから、容体確認、そういうことも含めまして、できない方はいらっしゃいますので、それから、車内においても、それから院内においても、急に血圧が低下されたりとか、目まいがしたりとか、介助が必要な方はいらっしゃいます。

それから、あと、行き先がタクシーであったらできない場合とか、もう一つは、通院に

においてタクシーでは、介護保険のタクシーは2科受診できませんので、例えば1つの病院に行ってから、次の受診が2科受診ある場合に、帰路のタクシーを呼ぶ場合、最初の場所に呼ばなくてははいけません。そういうことが不可能な方がいらっしゃるということです。連絡が不可能な方がいらっしゃるということです。

【委員】 その方が要支援1、2で7人いらっしゃるって、多分、要介護1、2あたりは比較的介護度が低い方なのですが、そういう方がいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

【エンゼルの会】 そういうことです。

【委員】 府中市さんは、そういうことはあり得ますか。

【府中市】 手帳所持であるとか、そういう可能性はあると思いますけれども……。

【委員】 全員にありますか。

【府中市】 全員かどうかというのは、また別であると思います。ただ、この料金を設定しておりますけれども、要支援1、要支援2の方とか、全ての方からこれを必ず取るというわけではなくて、必要が生じたときに、取るというものではないかと。

【委員】 そういう理解でよろしいですね。

【府中市】 はい。

【委員】 介護度に応じて、またはサービスの内容に応じて、介護料を取るという理解でよろしいですか。

【エンゼルの会】 そうです。自費料……。

【委員】 一律に取っていないというご理解でよろしいでしょうか。

【エンゼルの会】 自費料金は当会で設定しておりますので。

【委員】 できれば、そうしますと、これが一律ではないということになると、また話が大幅変わってきます。

【エンゼルの会】 一律です。身体介護に関して一律です。

【委員】 一律ですかね。

【府中市】 すいません。その辺は事務局と会のほうで、意思疎通ができておりませんでしたので……。

【委員】 もう少し市の方はちゃんと調べておいていただかないと、言っていることが二転三転しますと、私どもは理解できないのですよ。そこら辺、よく団体の方の聞き取りのときに話していただかないと、介護度によって必要ない方からは介護料から取っていま

せん、取っている人もいますという話になってきますと、根底から崩れていってしまうのですね。会長、そこら辺、どうですか。

【エンゼルの会】 要支援の方で介護が必要な方以外は、うちの運送サービスを使うことはございません。

【会長】 とりあえず6件一括という形で、今やり始めてはいるわけですが、1件目のエンゼルさんの部分でいろいろな意見が出ております。6件については、前半の部分の最後で、どういう取り扱いにしようかという形を一括して決めたいと思っていたのですが、今、一応お話を伺いましたので、それも含めまして……。

【委員】 これであまり時間かかるとね。

【会長】 はい。ですから、前半の部分の最後で調整させていただきます。

【委員】 わかりました。

【会長】 まず、1点目のご質問で、他の団体についてはまだ回答が出ていませんので、引き続き、ひらけごまさんと介護ヘルパーステーションさんのほう、1点目の質問のご回答をお願いしたいと思います。

【ひらけごま】 移動サポートひらけごまです。よろしくお願いたします。

介助料840円の設定は、運行者とは全く別という前提がございます。例えば車に乗るまでの間、利用者さんのお宅で段差などがあった場合に、車椅子をご家族とともに3人で持ち上げなければならないといった状況、または、本来ご家族の方が同乗していただければよいのですが、車の中でも、もう一人隣についていないと移動ができないといった状況で、運行者以外にもう一人必要とされた場合のために、この介助料というのは設定しております。

現在、多摩地域では一度もそういったことはございません。重度の方なので、外に出るまでのスロープとか、そういうのが条件の整った方ばかりですので、こういったご依頼を受けたことは今のところございません。

【会長】 介護ヘルパーステーションさん、お願いたします。

【介護ヘルパーステーション】 介護ヘルパーステーションです。利用対価表のほうで定額500円としておりまして、これは何の理由もありません。ほんとうに1回利用していただくと500円、介護料云々かんぬんは一切入っていません。

以上です。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 よろしいですか。それぞれご事情があるということはよくわかりました。ただ、運送の対価以外のところは、よく事例を見ながら、ほんとうに公平性のなのかどうかというのは、考えていかななくてはいけないところだと思います。というのは、介護保険法にも障害者総合支援法にも通院等乗降介助のようなものがありますので、なぜそういった制度を各NPOは使えないのかというのは、それぞれまたご事情があると思いますけど、そういったこともありまして、ご質問というか教えていただきたいと思いました。あくまでも利用者の視点から立った質問です。

【会長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 じゃ、最後によろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 私が申し上げたかったのは、そういうふうにつつくと、市の方があまりわかっていないことがあるのですよ。そういうことではいけない。ほんとうに団体の内容までちゃんとよくヒアリングして、こういう活動をしているのだなということを市は把握していませんと、私がつまらない質問をしますと、ぼろが出てしまうようでは困ってしまいます。そこら辺はよく、この介護料はどういう意味ですかとか、これはどういうふうに適用していますかとか、団体の方に話をよく聞いてあげないと、なかなか厳しいと思いますので、そういうことがないように、目線は利用者さんにしなければいけませんから、利用者さんのためにやっているサービスですから、やはりちゃんとそこら辺を酌んで、市の方は、よく団体の活動内容を把握しておいていただきたいというのが私の趣旨です。

以上です。

【会長】 ほかにございませんでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【委員】 幹福社です。エンゼルの会さんと介護ヘルパーステーションの方にお伺いしたいのですが、介護保険の利用者がいらっしゃるということで、ケアマネジャーさんのほうからサービス担当者会議に参加するようお声がかかったりだとか、そういったことはありますか。

【エンゼルの会】 ございます。

【会長】 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

【介護ヘルパーステーション】 介護ヘルパーステーションですが……。

【会長】 すいません。

【介護ヘルパーステーション】 すいません。担当者会等は出席させていただいています。実際、私はケアマネジャーもしておりますので、一緒に会議を開いております。

以上です。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。ございませんか。

それでは、この取り扱いですけれども、委員の方からご質問等いろいろ出ている状況でございます。また、そこに対します説明の部分というも勘案いたしまして、1つずつ判断をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず1点目のNPO法人エンゼルの会さんでございます。条件つきというわけではないのですけれども、説明の部分に若干不明瞭な部分があったと判断させていただいております。運営協議会において、説明をちゃんとしていただくという形で、条件つきというおかしいのですけれども、了承という形で考えたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、申しわけございませんが、エンゼルの会さん、並びに府中市さんのほうにつきましては、この後、運営協議会があるわけですけれども、本日、質問等された部分につきまして、説明できるような形で対応をお願いしたいということで、よろしくお願い申し上げます。

それから、No. 2からNo. 5まで、団体は違いますけれども、移動サポートひらげごまさん、こちらにつきましては、了承という形で、協議会にお諮りしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 続きまして、No. 6になりますNPO法人介護ヘルパーステーションさんで、東久留米市さんの分になりますけれども、こちらのほうにつきましても了承という形で、このまま協議会にお諮りさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、以上のように決定をさせていただきたいと思っております。

それでは、予定しておりました前半の6件につきましては、これで終了させていただきます。事業者さんの入れかわり等もございまして、10分間休憩をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。40分から後半の分を開始させていただきます。

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、会議のほうを再開させていただきます。

後半のNo. 7からNo. 12までの申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、後半のNo. 7からNo. 12までの申請についてご説明いたします。

No. 7、八王子市所管の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。代表者、使用車両、会員数、損害保険に変更がございます。代表者については、平成26年1月29日、使用車両については、平成26年2月3日に届け出済みとなっております。

No. 8、同じく八王子市所管の特定非営利活動法人コスモでございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 9、同じく八王子所管の社会福祉法人もくば会でございます。代表者、使用車両数、会員数に変更がございます。代表者については、平成27年5月19日、使用車両数については、平成27年11月5日に届け出済みとなっております。

No. 10、稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でございます。使用車両、運転者の内訳、会員数に変更がございます。

No. 11、同じく稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会で、運送の対価以外の対価を変更する変更協議となっております。

No. 12、福生市所管の社会福祉法人福生市社会福祉協議会でございます。代表者、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。代表者の変更につきましては、平成25年11月19日に届け出済みとなっております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは後半の5団体、6件を一括で審査に入ります。補足説明がございましたら、所管の各市からお願いいたします。

No. 7、南陽台地域福祉センター、No. 8、コスモ、No. 9、もくば会につきまして、八王子市さんからお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

まずNo. 7、NPO法人南陽台地域福祉センターにつきましては、前回からの変更点は、

事務局説明のとおりでございます。10月5日に、南陽台地域福祉センター事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、No. 8、NPO法人コスモでございます。こちらも前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月5日に、移送サービスコスモ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、No. 9、社会福祉法人もくば会でございます。こちらも前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月3日に、社会福祉法人もくば会自家用自動車運送事業グループG事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは続きまして、No. 10と11になります。稲城市社会福祉協議会につきまして、稲城市さんからお願いいたします。

**【稲城市】** 稲城市でございます。よろしくお願いいたします。

まず、前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

続きまして、今回の更新申請に伴いまして、今年の9月7日に、稲城市社会福祉協議会の事務所におきまして、運行記録簿等の書類の確認、それから、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理・運営されている状況を確認しております。

また今回、運送の対価以外の対価につきまして、変更申請がございまして、稲城市では審査の結果、変更については妥当であると判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは続きまして、No. 12、福生市社会福祉協議会につきまして、福生市さんからお願いいたします。

**【福生市】** 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

前回申請からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。10月4日に、福生市社会福祉協議会において、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。運行車両につきましても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは後半の5団体、6件につきまして、補足説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 まず、南陽台地域福祉センターさんですけれども、使用車両が5両、車椅子が2台の、セダン型が3台ですということで、前は車椅子が2台、セダンが2台、兼用車が1台だったのが、今回はセダンが3台になっていますと。会員さんも22名から18名に減っていますと。それで、運転者さんは変わらず2名ですと。2名の運転協力者さんに、何で5台の車両が必要なのかという理由が私はわからないのですが、前回もたしかこれは聞いたような気がしております、再度お伺いしたいと思います。

【会長】 南陽台地域福祉センターさん、お願いいたします。

【南陽台地域福祉センター】 南陽台地域福祉センターです。当事業所では、デイサービスも運営しております。ケアマネジャーもいますので、みんなで車をうまく使い分けてやっておりますので、福祉有償運送自体は、あいている車両を使うということにしておりますので、5台の登録をさせていただいております。

以上です。

【委員】 5台あるけれども、全部が有償運送ではなくて、あいている車を使うのかということですね。

【南陽台地域福祉センター】 そうです。

【委員】 それで、ほかでデイの送迎になる車もあるのでという、5台が必要なのですと、そのうちどれかを使いますということですね。

【南陽台地域福祉センター】 そうです。

【委員】 わかりました。結構です。

あと、まずそれでいいのですけれども、もくば会さんですね。いつも私、これを申し上げるのですが、運転協力者さんの一覧を見させていただくと、年齢が80歳の方と78歳の方が2人いらっしゃるということで、どうしても高齢になってきますと、加齢とともにいろいろな機能が衰えてまいります。一律にはなかなか言いにくいので、何歳で切りなさいということとは言えないのですけれども、健康な方、運転に適している方なのかということとちゃんと確認されているのかというのを心配しています。

私からは以上です。

【八王子市】 八王子市です。委員のご指摘のとおり、運転者の要件につきましては、市が実施する健康診断、もしくは医療機関が実施する健康診断を年1回受けていることを確認しております。また、運転者の通院状況につきましても、団体で把握するように指導いたしております。また、高齢の運転者さん以外の運転者さんにつきましては、対面点呼時に、免許証所持や疾病確認、また疲労確認、飲酒の有無の確認を実施していることを確認しております。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

【委員】 1点教えてほしいだけなのですが、社会福祉法人もくば会というのは、母体の施設はどんな施設なのでしょうか。

【もくば会】 社会福祉法人もくば会がお答えさせていただきます。母体としましては、幾つか事業を行っておりまして、障害者福祉サービス全般です。私どもグループGとしましては、多機能型事業所・就労継続支援B型、及び生活介護の事業を同時に行っております。

もう一つ、今、委員の皆様方にご審議いただいている内容の有償運送サービスもあわせてとり行わせていただいております。

私どももくば会全体としましては、先ほど申し上げましたとおり、障害者福祉サービス全般ということでございまして、入所施設であるとかデイサービス、そういった幾つかの事業を行っておりまして、その中で、私どもグループGとしましては、有償運送ほかの障害者の方々のサービスを提供できるように行っているところでございます。

以上です。

【委員】 そうすると、施設サービス、在宅サービスの利用者は通院とか、あるいは介護も利用されているということですね。

【もくば会】 そうですね。基本的に今、利用者様に使っていただいているのは、通院の方がほぼ半数以上占めているかと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにございますでしょうか。ございませんか。ないようでございます。

それでは、ここでお諮りをさせていただきたいと思います。質問につきましては、二、三点出ている状況でございましたが、それに対しては正確に答弁していただいていると判断させていただいております。

したがいまして、No. 7からNo. 12、6件になりますけれども、全て了承という形で、このまま協議会にお諮りをさせていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、前半の分も含めましてですが、本日、決まった形で協議会のほうに上げさせていただくという形で、ご了解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、これで、事務局のほうにお返しさせていただきます。

【事務局】 ただいまご了承いただきました団体につきましては、来年1月31日に開催されます第2回運営協議会に、特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくお願いいたします。

今後の予定でございますが、第3回の特別幹事会を平成28年12月27日火曜日に開催いたします。会場は本日と同じこちらの大会議室で、開始時刻は午後1時30分からとなります。委員の皆様におかれましては、ご出席をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これにて第2回特別幹事会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —